岩内町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考）令和4年度の人件費率
令和5年度	人 11,095	千円 8,887,465	千円 704,144	千円 1,139,099	% 12.8	% 13.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費 給 料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計 B	(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
令和5年度	人 132	千円 451,111	千円 97,167	千円 173,710	千円 721,988	千円 5,470	千円 5,708

（注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

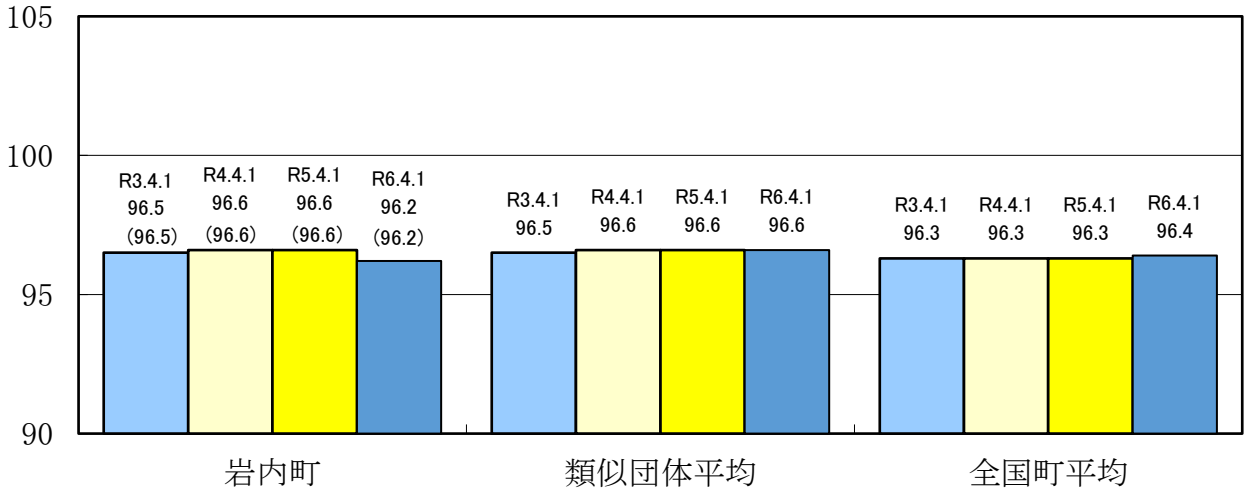

（注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A−B	勧告（改定率）		
令和5年度	円 −	円 −	円 −	% −	% −	% −

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

①特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A−B	勧告（改定月数）		
令和5年度	月 −	月 −	−	月 −	月 −	月 −

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の円環支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施 　未実施 ］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2%引下げ。
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
岩内町	歳 40.7	円 294,800	円 352,722	円 330,201
北海道	歳 42.5	円 318,800	円 386,694	円 360,806
国	歳 42.1	円 323,823	円 －	円 405,378
類似団体	歳 41.8	円 309,513	円 358,114	円 334,718

②技能労務職

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が2人のため省略する。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月１日現在）

区　　分		岩　内　町	北　海　道	国
一般行政職	大　学　卒	196，200　円	196，200　円	196，200　円
	高　校　卒	166，600　円	166，600　円	166，600　円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月１日現在）

区　　分		経験年数10～14年	経験年数20～24年	経験年数25～29年	経験年数30～34年
一般行政職	大　学　卒	276，600　円	353，300　円	366，700　円	391，800　円
	高　校　卒	233，900　円	311，100　円	361，700　円	375，500　円

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	定型的な業務を行う職務	人 14	% 14．7	円 162，100	円 249，400
2　級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 12	% 12．7	円 208，000	円 305，200
3　級	特に知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 17	% 17．9	円 240，900	円 351，000
4　級	係長、主任保健師、主任保育士、主任介護士、主任看護師、主任栄養士、専門的な知識又は経験を必要とする職として規則に定めるもののの職務	人 25	% 26．3	円 271，600	円 382，000
5　級	課長、会計管理者、所長、館長、議会事務局次長、農業委員会事務局長、書記長、書記次長、主幹、技術統括官の職務	人 21	% 22．1	円 295，400	円 394，000
6　級	部長、教育部長、議会事務局長、次長の職務	人 6	% 6．3	円 323，100	円 411，300

（注）１　岩内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

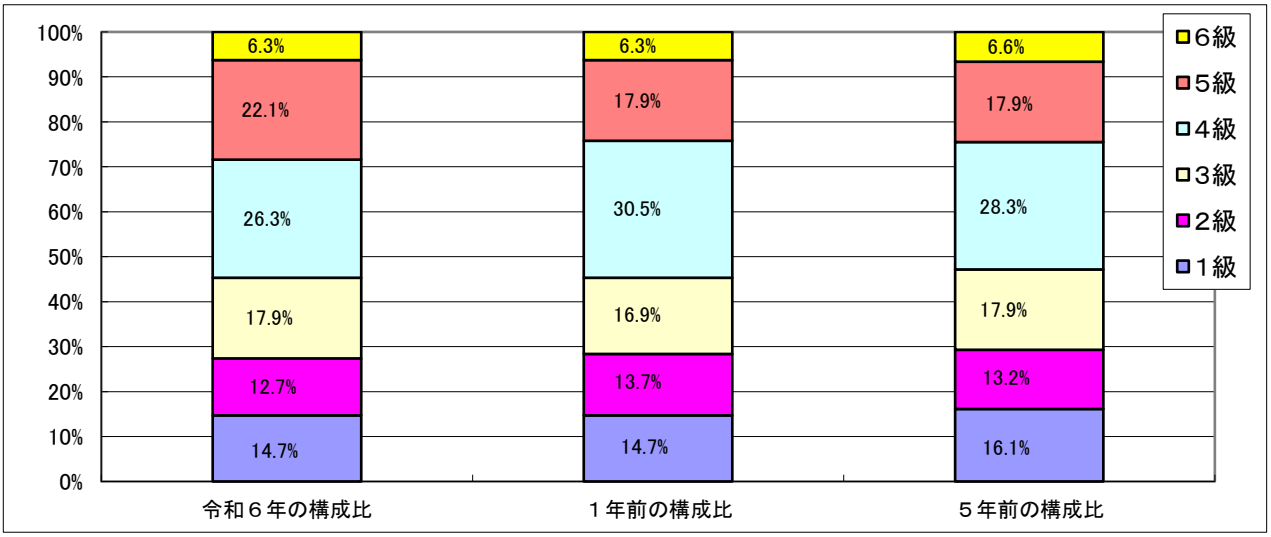

（注）　平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)

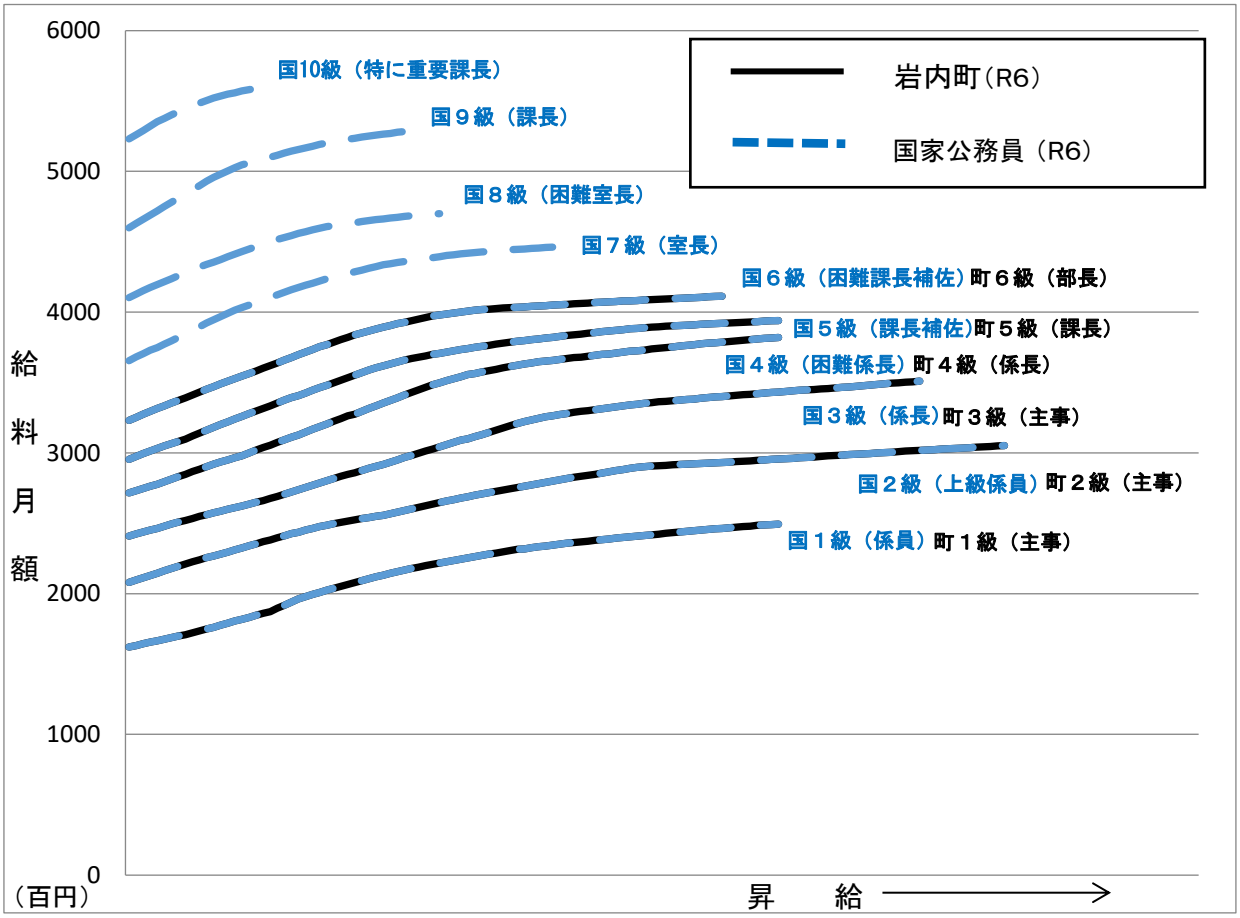

(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(岩内町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	＼		＼	
ロ　人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和7年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

岩　内　町	北　海　道	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,390　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,682　千円	－
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20 % ・管理職加算　10～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20 % ・管理職加算　10～25 %

(注)　(　) 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(岩内町)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ　人事評価を活用していない	○	○	○	○
活用予定時期	令和7年度	令和7年度	令和7年度	令和7年度

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

岩　内　町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置　割増率　2～45%			・定年前早期退職特例措置　割増率　2～45%		
1人当たり平均支給額	586　千円	－　千円			

(注)1　退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2　「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			0　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			0　　円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
札　幌　市	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	18 %	0 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			157　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			11,214　　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			9.72　　%
手当の種類(手当数)			4 種類
主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症の患者の救護、防疫、処理等に従事した職員	感染症の防疫	0千円	日額　500円
犬、猫類の捕獲、殺処分及び死体の処理業務に従事した職員	野犬などの捕獲、処分	83千円	日額　500円
有害鳥獣、害虫及び有害は虫類の駆除業務に従事した職員	有害鳥獣などの駆除	74千円	日額　500円
下水道等のマンホールの調査又は検査に従事した職員	マンホールの調査、検査	0千円	日額　500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	49,757　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	456　千円
支給実績(令和5年度決算)	45,822　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	395　千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者　6,500円 ・子　1人につき10,000円 ・父母等　1人につき6,500円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき　5,000円加算	同		13，562　千円	222，320　円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・月額23,000円以下の家賃 月額家賃から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃 月額家賃から23,000円を控除した額の1／2に11,000円を加えた額 （支給限度額　27,000円）	異	家賃月額16,000円を超える職員に支給 ・月額27,000円以下の家賃→月額家賃から11,000円を控除した額 ・月額27,000円以下の家賃→月額家賃から27,000円を控除した額の1/2に11,000円を加えた額（支給限度額28,000円）	13，827　千円	282，182　円
通勤手当	通勤距離が2㎞以上で交通機関利用又は自動車等により通勤を常例とする職員に支給 ・交通機関利用　運賃相当額 （支給上限55,000円） ・自動車等利用　2,000円～31,600円	同		667　千円	44，453　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・1種　53,200円（部長又は部長相当職） ・2種　42,800円（課長職又は課長相当職） ・3種　35,800円（課長職又は課長相当職）	異	・役職に応じ、46,300円～139,300円を支給	14，779　千円	527，832　円
休日勤務手当	祝日及び年末年始に勤務した職員に1時間当たりの単価に135／100を乗じて得た額を支給	同	{ （5）の時間外勤務手当に含む }		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までに勤務した職員に1時間当たりの単価に25／100を乗じて得た額を支給	同			
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 6，000円～12，000円	同		392　千円	16，333　円
寒冷地手当	11～3月までの各月の初日に在職する職員に対して、その区分に応じて支給 ・世帯主(扶養あり)　23,360円 ・世帯主(扶養なし)　13,060円 ・その他　8,800円	同		10，438　千円	80，290　円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
			(参考)類似団体における最高／最低額
給料	町長	685,000 円 (円)	855,000 円／ 382,500 円
	副町長	570,000 円 (円)	700,000 円／ 430,400 円
報酬	議長	282,000 円 (円)	408,000 円／ 230,000 円
	副議長	226,000 円 (円)	342,000 円／ 180,000 円
	議員	185,000 円 (円)	323,000 円／ 157,000 円
期末手当	町長 副町長	(令和5年度支給割合) 4.50 月分	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 4.50 月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	給料月額×在職年数×5.126	14,045,240 円 退職時
	副町長	給料月額×在職年数×3.234	7,373,520 円 退職時
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	30	29	△ 1	・人事異動による減
		税務	8	7	△ 1	・人事異動による減
		民生	32	35	3	・新規採用による増
		衛生	12	12	0	
		労働	0	2	2	・部門異動及び新規採用による増
		農林水産	7	7	0	
		商工	8	7	△ 1	・部門異動による減
		土木	17	16	△ 1	・退職による減
		計	117	118	1	＜参考＞ 人口1万人当たりの職員数 106.35 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.99人)
	教育部門		15	16	1	・人事異動による増
	小計		132	134	2	＜参考＞ 人口1万人当たりの職員数 120.78 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.29人)
公営企業等会計部門	水道		6	6	0	
	下水道		3	2	△ 1	・人事異動による減
	その他 (国保・介護・後期)		10	10	0	
	小計		19	18	△ 1	
合計			151 [200]	152 [200]	1 [0]	＜参考＞ 人口1万人当たりの職員数 137.00 人

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

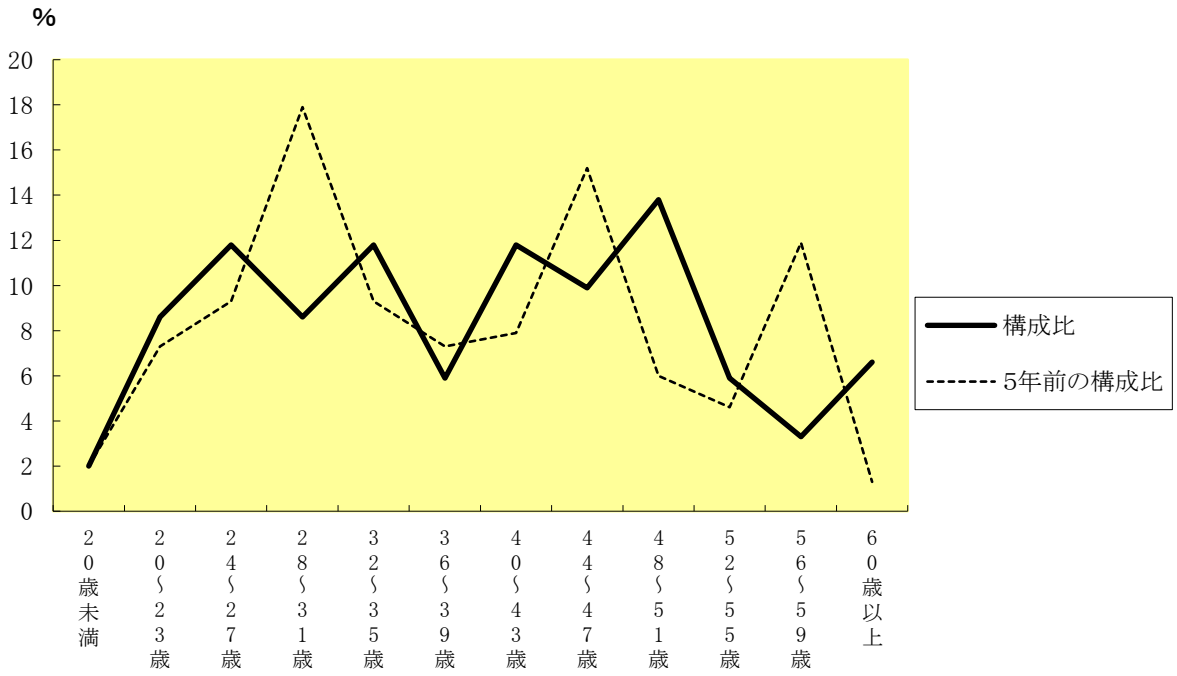

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 13	人 18	人 13	人 18	人 9	人 18	人 15	人 21	人 9	人 5	人 10	人 152

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 / 部門別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	128	125	122	120	117	118	△10 (△7.8%)
教育	16	15	15	16	15	16	0 (0%)
消防	－	－	－	－	－	－	－
普通会計計	144	140	137	136	132	134	△10 (△6.9%)
公営企業等会計計	19	19	20	19	19	18	△1 (△5.3%)
総合計	163	159	157	155	151	152	△11(△6.7%)

(注) 1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)岩内町水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 295,871	千円 8,178	千円 31,903	% 10.7	% 12.8

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 6	千円 21,331	千円 4,643	千円 5,929	千円 31,903	千円 5,317

(参考)水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,118

(注) 1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基　本　給	平均月収額
岩　内　町	37.5　歳	301,000　円	433,343　円
団体平均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円
事　業　者	－　歳		－　円

(注) 平均月収額には、期末･勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

岩内町水道事業	岩　内　町（一般職員）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 988　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,390　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (1.375)　月分 勤勉手当　2.05　月分 (0.975)　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (1.375)　月分 勤勉手当　2.05　月分 (0.975)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

(注) (　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

岩内町水道事業			岩内町(一般職員)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～45%			・定年前早期退職特例措置 2～45%		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	586 千円	ー 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
札幌市	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	18 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		0 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症の患者の救護、防疫、処理等に従事した職員	感染症の防疫	0千円	日額 500円
犬、猫類の捕獲、殺処分及び死体の処理業務に従事した職員	野犬などの捕獲、処分	0千円	日額 500円
有害鳥獣、害虫及び有害は虫類の駆除業務に従事した職員	有害鳥獣などの駆除	0千円	日額 500円
下水道等のマンホールの調査又は検査に従事した職員	マンホールの調査、検査	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	5,706	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	1,141	千円
支給実績(令和5年度決算)	3,452	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	708	千円

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		318 千円	318,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		24 千円	24,000 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		428 千円	428,000 円
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		{ オの時間外勤務手当に含む }	
夜間勤務手当	一般行政職と同じ	同			
寒冷地手当	一般行政職と同じ	同		331 千円	55,167 円

(2)岩内町下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 540,120	千円 0	千円 17,392	% 3.2	% 3.2

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 3	千円 10,719	千円 3,070	千円 3,603	千円 17,392	千円 5,797

(参考)下水道事業平均 一人当たり給与費
千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基　本　給	平均月収額
岩　内　町	39.8　歳	309,917　円	462,770　円
団体平均	44.5　歳	334,536　円	501,579　円
事　業　者	－　歳		－　円

(注) 平均月収額には、期末･勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

岩内町下水道事業	岩　内　町（一般職員）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,201　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,390　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375)　月分　(0.975)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

(注) (　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

岩 内 町 下 水 道 事 業			岩 内 町 (一般職員)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～45%			・定年前早期退職特例措置 2～45%		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	586 千円	― 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「勧奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
札幌市	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	18 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		0 %	
手当の種類(手当数)		4 種類	
主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症の患者の救護、防疫、処理等に従事した職員	感染症の防疫	0千円	日額 500円
犬、猫類の捕獲、殺処分及び死体の処理業務に従事した職員	野犬などの捕獲、処分	0千円	日額 500円
有害鳥獣、害虫及び有害は虫類の駆除業務に従事した職員	有害鳥獣などの駆除	0千円	日額 500円
下水道等のマンホールの調査又は検査に従事した職員	マンホールの調査、検査	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	677 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	338 千円
支給実績(令和5年度決算)	1,578 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	789 千円

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		432 千円	216,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		174 千円	174,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		0 千円	0 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		373 千円	372,400 円
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		{ オの時間外勤務手当に含む }	
夜間勤務手当	一般行政職と同じ	同			
寒冷地手当	一般行政職と同じ	同		299 千円	99,633 円